第五条の七第一項中「第十六条の四第二項」を「第十六条の四第二項本文」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「株式又は持分」を「株式等」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号から同項第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

七　長期信用銀行持株会社の子会社である法第十三条の二第一項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社による株式等の取得

第五条の七第二項中「第十六条の四第四項」を「第十六条の四第七項」に、「前項各号」を「長期信用銀行持株会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第一項第一号から第六号まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第十六条の四第二項ただし書に規定する内閣府令で定める事由は、前項第七号に掲げる事由とする。

第五条の八中「第十六条の四第三項」を「第十六条の四第六項」に改める。

第五条の九第一項中「第十六条の四第三項」を「第十六条の四第六項」に改め、同条第五項中「含む。）」の下に「及び第三項第二号」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第十六条の四第五項」を「第十六条の四第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に、「第十六条の四第四項ただし書」を「第十六条の四第七項ただし書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　長期信用銀行持株会社は、法第十六条の四第四項の規定による子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。以下この項において同じ。）以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについての承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　理由書

二　当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社の議決権の保有に関する方針を記載した書面

三　当該承認に係る子会社対象会社以外の外国の会社に関する次に掲げる書面

イ　名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面

ロ　業務の内容を記載した書面

ハ　最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ニ　役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面

四　その他法第十六条の四第四項の規定による承認に係る審査をするために参考となるべき事項を記載した書面

第十二条第一項中「（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）」を削る。

第十三条の二第一項第五号中「規定するもの」を「掲げるもの」に改める。

第十三条の四中「まで及び」を「まで、第十六条の二の三第一項及び第三項並びに」に、「までに」を「まで及び第十六条の二の三第三項に」に改める。

第十六条第一項第四号中「株式又は持分」を「株式等」に改め、同項第九号中「第四条の三第八項の規定による新規事業分野開拓会社等の議決権の」を「新規事業分野開拓会社等の議決権について第四条の三第十一項の規定による処分を行おうとするとき又は事業再生会社の議決権について同条第十二項の規定による」に改め、同項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とし、同条第二項中「前項第十一号」を「前項第十号」に改める。

第十六条の二の二第一項中「第十三条の二第六項」を「第十三条の二第九項」に改める。

第十六条の二の四を第十六条の二の五とし、第十六条の二の三を第十六条の二の四とし、第十六条の二の二の次に次の一条を加える。

（特例対象会社）

第十六条の二の三　銀行法第十六条の三第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（長期信用銀行の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該長期信用銀行又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの

二　株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第六号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該長期信用銀行又はその子会社が出資しているもの

2　前項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した特例事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から十年を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該特例事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該長期信用銀行に係る銀行法第十六条の三第八項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行又はその子会社が保有する当該特例事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（その総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行又はその子会社の保有する当該特例事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

3　銀行法第十六条の三第八項に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある会社は、新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社の子会社等（子法人等及び関連法人等をいう。第二十五条の五の三第三項において同じ。）であつて、当該会社の議決権を、当該長期信用銀行又はその子会社である新規事業分野開拓会社等若しくは事業再生会社以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

4　法第十三条の二第三項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

第十八条の見出し中「公告」を「公告等」に改める。

第十八条の二第一項中「からトまで」を「からチまで」に改め、同項第一号中トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ　会計監査人の氏名又は名称

第十八条の二第一項第五号ロ(1)中「第九十六条第一項第三号のイ」を「第九十六条第一項第三号イ」に改め、同号ホ(3)中「第十二条第一項第五号」を「第十二条第一項第五号イからホまで」に改め、同号リ中「公認会計士」の下に「（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）」を加える。

第二十一条第九号の二中「（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）」を削り、同号の次に次の一号を加える。

九の三　合併後存続する長期信用銀行又は合併により設立される長期信用銀行の会計監査人の履歴書

第二十一条の二第九号の二中「（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）」を削り、同号の次に次の一号を加える。

九の三　当該会社分割を行つた後における長期信用銀行の会計監査人の履歴書

第二十三条第二号ハ中「（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書）」を削る。